

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（令和6年1月19日付け厚生労働省医政局長通知）

1. 制度の概要

臨床研修の実施や臨床研修病院の指定を受けようとする場合の手続き等は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）及び「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）に規定されている。

2. 改正の趣旨

今般、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会（以下「医師臨床研修部会」という。）での審議の結果、令和7年度研修の各都道府県別募集定員上限の設定に係る取扱方針が定まったことに伴い、施行通知の一部について所要の改正を行い、周知するもの。

3. 改正の概要

地域における研修医の募集定員の設定（施行通知第2の23）

令和5年10月4日及び同年12月1日に開催された医師臨床研修部会の審議において、

- ①激変緩和措置について、「仮上限」が、当該都道府県の前々年度の採用人数よりも少ない場合、当該採用人数と「前年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を、当該都道府県の募集定員上限とすること
- ②一病院当たりの募集定員数を1から2に増加するための加算分について、当該募集定員上限の範囲内で行うこと

が了承されたことを踏まえ、所要の見直しを行った。

4. 施行日

令和6年1月19日